税制上の優遇措置について

本学は、特定公益増進法人として認められているため、以下の優遇措置が受けられます。

個人が本学園に寄附する場合

所得控除制度:所得税額を算出する前の所得金額から控除額を差し引く方法

本学園へ支出した寄附金額から2,000円を控除した額が課税所得から控除されます。

所得控除額の算出方式

寄附金額※1-2,000 円=所得控除額

※1 控除対象となる寄附金額は、その年の総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

寄附金の所得控除を受けるための手続きは、確定申告により行います。 手続きには下記の書類が必要です。

- (2) 特定公益増進法人であることの証明書(写)※2
- (3) 給与所得者の場合は、当該年の給与所得の源泉徴収票
- ※2(1)、(2)につきましては、寄附金の入金確認後に送付致します。

法人が本学園に寄附する場合

特定公益法人に対する特定寄附金制度

一般寄附金の損金算入限度額に相当する金額まで、一般寄附金と別枠で損金の額に算入することができます。

損金算入限度額

(資本金 $\times 0.375\%$ +当該年度所得 $\times 6.25\%$)×1/2

手続きには下記の書類が必要です。

- (1) 寄附受領書※3
- (2) 特定公益増進法人であることの証明書(写) ※3
- ※3 (1)、(2)につきましては、寄附金の入金確認後に送付致します。